



15 消防署からのお知らせ

建築物の新築・増築等にあたって、消防署は防火の専門家としての立場から、建築の計画段階で防火に関する規定についてのチェックを行っています。

区内には3つの署があり、西側を新宿、南東側を四谷、北東側を牛込の各消防署がそれぞれ担当しています。

なお、下記の各消防署では本署と出張所で処理する対象物が違いますのでお問い合わせ下さい。

	本 署	出 张 所
四 谷	1. 本署受持区域全て 2. 出張所受持区域のうち延べ面積1,000m ² 以上	1. 出張所受持区域のうち延べ面積1,000m ² 未満
牛 込	1. 本署受持区域全て 2. 出張所受持区域のうち延べ面積1,000m ² 以上	1. 出張所受持区域のうち延べ面積1,000m ² 未満
新 宿	1. 本署受持区域全て 2. 出張所受持区域のうち延べ面積1,000m ² 以上 又は 31m以上、11F以上 ※但し、歌舞伎町1・2丁目、新宿3丁目（新宿消防署管内）については防火安全対策係（大久保出張所内）が担当	1. 出張所受持区域のうち延べ面積1,000m ² 未満 31m未満、11F未満

四谷消防署 予防係 ☎3357-0119

牛込消防署 予防係 ☎3267-0119

新宿消防署 予防係 ☎3371-0119

防火安全対策係 ☎3207-0119

1 工事をするにあたって

(1)ここ数年間、東京消防庁管内の火災原因のトップは放火（放火の疑い含む）です。

工事現場周辺に燃え易いものを放置しないなど、放火されないようにしてください。

(2)工事用のシートは、防炎シートを使用してください。

(3)溶接作業などをする時は、火花で火事を出さないよう、不燃材で遮熱する、難燃シートで覆うなどの方法をとってください。

(4)喫煙は、灰皿のある安全な所で行ってください。

(5)油性ペンキ、シンナーなどは、火の気のない安全な場所で取り扱ってください。

(6)工事中の建築物（新築も含む）に防火管理者の選任届出及び消防計画の届出が必要となる場合がありますので、事前に消防署と相談して下さい。

2 消防水利の確保について

震災等、非常時の消防用水及び生活用水を確保するために、次のことについてご配慮をお願いいたします。

(1)中、高層建築物を建築する場合には、地下・地中梁等のスペースを活用し貯水槽を設置してください。

(2)屋内消火栓等の消防用設備の水源に併せて、消防用貯水槽の水量を確保してください。

なお、これらの消防水利施設の基準を満たして設置した場合は、その費用の全部又は一部を補助する「消防水利開発補助金交付」の制度があります。

3 消防関係法令指導票

防火対象物（住宅・長屋以外のもの）となる建築物には、建築確認通知書に指導票を添付し必要な消防設備などに○印を付してお知らせします。

4 消防関係法令に基づく届出

届出の種類 届出時期	届出書・添付図書及び注意事項
防火対象物の工事等計画書届出 〔行為する日〕 〔7日前まで〕	<p>届出書 防火対象物工事等計画届出書（第3号様式） 添付図書 防火対象物の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上表及び建具表、火気使用設備等、火気使用器具等の位置構造等の状況の分かる図書、その他必要な図書</p>
防火対象物の使用開始届出 〔使用開始の日〕 〔7日前まで〕	<p>届出書 防火対象物使用開始届出書（第3号様式の2） 添付図書 防火対象物の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上表及び建具表、火気使用設備等、火気使用器具等の位置構造等の状況の分かる図書、その他必要な図書</p> <p>注意：届出をしなかったり、検査を受けないで使用した場合には、罰則があります。 中間検査の制度もあります。詳しくは各消防署へお問い合わせ下さい。</p>
防火対象物の一時使用届出 〔使用開始の日〕 〔7日前まで〕	<p>届出書 防火対象物一時使用届出書（第3号様式の3） 添付図書 防火対象物の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上表及び建具表、火気使用設備等、火気使用器具等の位置構造等の状況の分かる図書、その他必要な図書</p> <p>〔防火対象物の工事等計画書届出、防火対象物の使用開始届出に添付した図書の内容〕 に変更のない場合は省略できる。</p>
火気使用設備等の設置届出 〔工事着手日の日〕 〔7日前まで〕	<p>届出書 1 火を使用する設備等の設置（変更）届出書（第4号様式） 固体燃料を使用する炉、その他の炉、厨房設備、下方排気方式の厨房設備、ボイラーリンジ湯沸暖房設備、温風暖房機、サウナ設備、乾燥設備等、ヒートポンプ冷暖房機など 2 燃料電池発電設備設置（変更）届出書（第4号様式の2）（燃料電池発電設備） 3 放電加工機の設置（変更）届出書（第4号様式の3）（放電加工機） 4 電気設備設置（変更）届出書（第5号様式） （高圧又は特高の変電設備、内燃機関による発電設備、蓄電池設備、ネオン管灯設備） 5 水素ガスを充てんする気球の設置届出書（第6号様式）（水素ガスを充てんする気球）</p> <p>添付図書 （上記1から4の届出） 設備の概要表、設備の配置図、立面図、構造図、仕様書、電気配線図、設備設置室の平面図、構造図、室内仕上表、煙突又は排気筒その他のダクト図、その他必要な図書 （上記5の届出） 設備の付近図、設備の掲揚及びけい留状況図、電飾結線図</p> <p>注意：届出をしなかったり、検査を受けないで使用した場合には、罰則があります。 中間検査の制度もあります。詳しくは各消防署へお問い合わせ下さい。</p>
消防用設備等又は特種消防用設備等の設置計画の届出 〔工事着手日の日〕 〔10日前まで〕	<p>届出書 消防用設備等（特種消防用設備等）設置計画届出書（第8号様式の3） 添付図書 防火対象物概要表、設置した設備に関する概要表、工事の設計に関する図書（特殊消防用設備等は、設備等設置維持計画、評価結果書、認定書も必要）</p> <p>届出の必要な設備</p> <p>漏電火災警報器、非常警報設備、すべり台、避難はしご（金属製固定式は除く）、すべり棒、避難橋、避難用タラップ、消防用水、誘導灯、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常用コンセント設備、無線通信補助設備</p>
消防用設備等又は特種消防用設備等の着工届出 〔工事着手日の日〕 〔10日前まで〕	<p>届出書 工事整備対象設備等着工届出書（別記様式第1号の7） 添付図書 防火対象物概要表、設置した設備に関する概要表、平面図、断面図、配管系統図、配線系統図、展開図、計算書、使用機器図、工事の設計図書（特殊消防用設備等は、設備等設置維持計画、評価結果書、認定書も必要）</p> <p>届出の必要な設備</p> <p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、金属製避難はしご（固定式）、救助袋、緩降機</p> <p>注意：届出をしなかった場合には、罰則があります。</p>

消防用設備等設置届出 (工事完了日から) 4日以内	届出書 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(別記様式第1号の2の3) (延べ面積300m ² 以上又は特定1階段等防火対象物) 添付図書 設計書、仕様書、計算書、系統図、配管及び配線図並びに平面図、試験結果報告書、(特殊消防用設備等は、設備等設置維持計画、評価結果書、認定書も必要。消防用設備等設置計画届出並びに消防用設備等着工届出に添付した図書の内容に変更がないものは省略できる。) 注意:届出をしなかったり、検査を受けないで設置した場合には、罰則があります。 中間検査の制度もあります。詳しくは各消防署へお問い合わせ下さい。
住宅用火災警報器の設置届出 (工事完了日から) 15日以内	届出書 住宅用火災警報器設置届出書(第12号様式の2) 添付図書 住宅の案内図、住宅用火災警報器の仕様書

5 工事現場における届出等の表示

建築物の所有者、占有者、管理者又は工事施工者は工事現場の見やすい場所に、次の届出が受理されたことその他必要な事項を第24号様式で表示しなければなりません。

- 1 防火対象物の工事等計画届出
- 2 火気使用設備等の設置届
- 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置計画の届出
- 4 消防用設備等又は特殊消防用設備等の着工届出

第24号様式

消防関係法令による届出済票	
届出・種別	
対象設備等	
届出年月日・受理番号	
届出受理者	
防火安全技術講習終了者氏名・課程・番号	
消防設備士氏名・種類・番号	
防火対象物の関係者氏名	
工事施工者氏名	
工事中の防火管理者氏名	
その他の事項	

← 35cm以上 →

↑ 25cm以上 ↓

材質は、木板、プラスチック板等としてください。

6 すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化

平成22年4月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となりました。住宅用火災警報器の設置がされていない住宅は、安全のため早期に設置してください。

なお、自動火災報知設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器の設置の必要はありません。
(火災予防条例第55条の5の4)

住宅用火災警報器の設置場所・種別

居室：光電式住宅用火災警報器（煙感知器）

台所：光電式住宅用火災警報器（煙感知器）又は

定温式住宅用火災警報器（熱感知器）

階段：光電式住宅用火災警報器（煙感知器）

最上階から2階層毎に設置

(火災予防条例施行規則第11条の8)